証券コード　4512
平成29年６月５日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋本町二丁目２番２号
わかもと製薬株式会社
代表取締役社長　堀　尾　良　宏

第122回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第122回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年６月22日（木曜日）午後５時35分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成29年６月23日（金曜日）午前10時
２．場　　所　　東京都千代田区大手町二丁目６番１号
　　朝日生命大手町ビル24階　大手町サンスカイルーム
３．目的事項
　　報告事項　　第122期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
　　決議事項
　　第１号議案　剰余金処分の件
　　第２号議案　定款一部変更の件
　　第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
　　第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
　　第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
　　第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
　　第７号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.wakamoto-pharm.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

１　会社の現況

(1) 事業の状況

①　事業の経過および成果

当事業年度における医薬品業界は、引き続き医療費抑制策の基調は変わらず、また、一般用医薬品市場も低迷が続いており、厳しい環境下で推移いたしました。

そのなかにあって当社の医薬事業では、主力製品である眼科手術補助剤・眼科用副腎皮質ホルモン剤「マキュエイド硝子体内注用40㎎」、アレルギー性結膜炎治療剤「ゼペリン点眼液0.1％」、水溶性非ステロイド性抗炎症点眼剤「ジクロード点眼液0.1％」、緑内障・高眼圧症治療剤「リズモンＴＧ点眼液」および主力製品として育成すべき重要な製品の緑内障・高眼圧症治療剤（特許を持った後発品）「カルテオロール塩酸塩ＬＡ点眼液」、「ラタノプロスト点眼液0.005％ＮＰ」に加えて、乳酸菌製剤の「レベニン錠」シリーズ、業務提携先との共同販売品である医家向けサプリメント「オキュバイト」シリーズ、Ａ型ボツリヌス毒素製剤「ボトックス注用」、ドクターズサプリメント「オプティエイドＤＥ」の販売促進を行ってまいりました。

薬粧事業では、主力製品である「強力わかもと」に加え、エビデンスに基づき口臭予防を訴求した薬用歯磨き（医薬部外品）「アバンビーズ」シリーズ２製品および「わかもと菊花ポリフェノール」（健康食品）の販売促進を行ってまいりました。

特販事業では、国内向けに医薬品原料の販売と他社受託品を、海外向けに「わかもと」、原料薬品の製造販売に努めてまいりました。

その結果、当事業年度の売上高は108億３千万円（前期比3.2％減）、営業利益８千７百万円（前期比4.9％増）、経常利益１億２百万円（前期比17.6％減）、当期純利益９千４百万円（前期比361.9％増）となりました。

セグメント別の売上高の状況につきましては、医薬事業では「マキュエイド硝子体内注用40㎎」、「カルテオロール塩酸塩ＬＡ点眼液」、「ヒアルロン酸Na点眼液」の売上が増加いたしましたが、長期収載品である「ジクロード点眼液0.1％」、「ゼペリン点眼液0.1％」の売上が減少いたしました。そ

の結果、売上高は56億８千５百万円（前期比1.2％減）となりました。

薬粧事業では、主力製品の「強力わかもと」の売上が減少し、その結果、売上高は28億１千８百万円（前期比4.0％減）となりました。

特販事業では、国内向他社受託品が増加しましたが、輸出用の「わかもと」等が減少いたしました。その結果、売上高は21億４千２百万円（前期比7.2％減）となりました。

研究開発につきましては、効率化・集中化を図るため組織の一本化とプロジェクト制により、一層のスピードアップに努めてまいりました。

医薬事業では、特徴のある新薬、ニーズのある後発品、ドクターズサプリメントなどの開発に取り組み、眼科領域を中心とした製品ラインアップの充実に努めます。

また、薬粧事業では、今後とも引き続き、特色ある乳酸菌や強力わかもと素材などを用いた製品等、オリジナリティーある製品の開発に取り組み、ヘルスケア製商品の充実を図ります。

② 設備投資および資金調達の状況

当事業年度の設備投資額(工事ベース)は、３億７千４百万円であります。その主なものは、工場設備の更新等であります。

③ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑤ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

区　　分	第119期 (平成26年３月)	第120期 (平成27年３月)	第121期 (平成28年３月)	第122期 (当事業年度) (平成29年３月)
売　上　高（千円）	10,448,297	10,736,425	11,183,262	10,830,026
当期純利益　（千円）	844,791	83,343	20,512	94,745
１株当たり当期純利益（円）	24.30	2.40	0.59	2.73
総　資　産（千円）	19,894,503	18,971,110	18,283,340	17,888,496
純　資　産（千円）	13,812,582	14,124,284	13,954,822	13,896,649
１株当たり純資産（円）	397.37	406.55	401.80	400.24

（注）　前事業年度より、従来「営業外収益」に計上しておりました当社の研究開発の成果に基づくロイヤリティーに関する受取技術料は「売上高」に含めて計上する変更を行ったため、119期、120期については、遡及処理後の数値を掲載しております。また120期より、従来「営業外収益」に計上しておりました製商品の海外導出にともなう受取技術料は、「売上高」に含めて計上する変更を行ったため、第119期については遡及処理後の数値を掲載しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

①　親会社の状況

該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

医薬品業界は医療費抑制のなか依然として厳しい状況が続くものと予想され、当社においても主力点眼剤の後発品への切り替え等、さらに厳しさが加速する状況にあります。

医薬事業につきましては、眼科領域を中心に医療ニーズにあった製品の上市と眼科関連製品の全国的な販売活動を行うこと等により相乗効果を上げ、幅広い市場浸透を目指してまいります。

薬粧事業につきましては、消費者のニーズにあった製品を上市し、「強力わかもと」「アバンビーズ」をはじめとする当社製品の特徴が分かりやすい店頭啓蒙とソーシャルネットワーク（ＳＮＳ）を利用して、愛用者の拡大に努めてまいります。

特販事業につきましては、当社で培われた乳酸菌製剤技術に基づく製品及び眼科関連製品の国内市場のみならず海外での浸透に努めてまいります。

また全社的な業務改革を継続的に進め、コスト削減、製品の高品質・低原価に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成29年３月31日現在）

① 医薬事業　：医療用医薬品及び健康食品の製造・販売

② 薬粧事業　：一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品の製造・販売

③ 特販事業　：医薬品原料、輸出品、中間製品、他製薬会社への製品の製造・販売

④ その他　　：不動産賃貸業他

(6) 主要な営業所および工場（平成29年３月31日現在）

本社　　：東京都中央区日本橋本町二丁目２番２号

支店　　：札幌支店、仙台支店、関東支店、東京支店、名古屋支店、
大阪支店、広島支店、福岡支店

工場　　：相模大井工場（神奈川県）

研究所　：相模研究所（相模大井工場内）

(7) 使用人の状況（平成29年３月31日現在）

使用人数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
363(104)名	1名増	42.2歳	17.1年

（注）　使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（嘱託、パートタイマー、派遣社員等）は、年間の平均人員を(　)外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年３月31日現在）

（単位:千円）

借　入　先	借　入　金　残　高
株式会社みずほ銀行	280,000
株式会社千葉銀行	180,000
合　　計	460,000

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2　株式の状況　（平成29年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　120,000,000株

(2) 発行済株式の総数　34,838,325株

(3) 株主数　4,852名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率(%)
キッセイ薬品工業株式会社	3,778	10.88
株式会社ブレストシーブ	2,500	7.20
朝日生命保険相互会社	1,720	4.95
株式会社千葉銀行	1,322	3.80
わかもと製薬取引先持株会	1,225	3.52
日本ゼトック株式会社	1,201	3.45
アクサ生命保険株式会社	1,128	3.24
ロート製薬株式会社	1,105	3.18
ゼリア新薬工業株式会社	1,103	3.17
株式会社みずほ銀行	1,093	3.14
計	16,175	46.58

（注）持株比率は自己株式（117,296株）を控除して計算しております。

3　新株予約権等の状況　（平成29年３月31日現在）

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4　会社役員の状況

（1）取締役および監査役の状況（平成29年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	神谷信行	開発統括部長、秘書室、広報室、内部監査室、薬粧事業部担当
代表取締役専務	堀尾良宏	相模大井工場担当
常務取締役	五十嵐新	経営企画室長、総務部、経理部、法務部、お客様相談室担当
取締役	平田晴久	薬事・信頼性保証部長
取締役	谷垣全彦	特販事業部長兼海外事業戦略部長
取締役	佐藤公彦	人事部長、情報システム部担当
取締役	内藤聡	相模研究所長
取締役	余語和博	医薬事業部統括部長
取締役	渡邊俊夫	渡邊会計事務所（税理士） 株式会社ティーブイエスネクスト 社外取締役
常勤監査役	濱本徹	
監査役	風間洋	
監査役	山本章	
監査役	惠島克芳	株式会社日本ハウスホールディングス　社外取締役 みずほ証券株式会社　常任顧問

（注）　1. 取締役渡邊俊夫氏は、社外取締役であります。
2. 監査役山本章氏および監査役惠島克芳氏は、社外監査役であります。
3. 平成29年４月１日付けで代表取締役社長は、神谷信行氏から堀尾良宏氏に交代しております。
4. 平成28年６月22日開催の第121回定時株主総会において、新たに濱本徹氏および惠島克芳氏は監査役に選任され就任いたしました。

5. 当社は、取締役渡邊俊夫氏および監査役恵島克芳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	員　　数	報 酬 等 の 総 額
取　締　役	9名	119,310千円
（うち社外取締役）	(1名)	(3,960千円)
監　査　役	6名	26,760千円
（うち社外監査役）	(3名)	(7,560千円)
合　　計	15名	146,070千円

(注) 1. 上記には、平成28年６月22日開催の第121回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役１名及び社外監査役１名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成17年６月29日開催の第110回定時株主総会において、月額15,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成17年６月29日開催の第110回定時株主総会において、月額3,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・渡邊俊夫氏は、渡邊会計事務所税理士および株式会社ティーブイエスネクストの社外取締役であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

・恵島克芳氏は、株式会社日本ハウスホールディングスの社外取締役およびみずほ証券株式会社の常任顧問であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

・社外取締役　渡邊俊夫

当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席いたしました。

税理士としての専門的見地から、必要に応じ発言を行っております。

・社外監査役　山本章

当事業年度に開催された取締役会18回および監査役会13回すべてに出席いたしました。

厚生労働行政並びに会社経営に携わった経験を活かし、必要に応じ発言を行っております。

・社外監査役　恵島克芳

平成28年6月22日就任後に開催された取締役会13回および監査役会10回すべてに出席いたしました。

主に会社経営に携わった経験を活かし、必要に応じ発言を行っております。

③　責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役渡邊俊夫氏との間では、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は100万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

当社と各社外監査役との間では、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は100万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

５　会計監査人の状況

(1) 名称　京橋監査法人

(2) 報酬等の額

①　当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額　16,200千円

②　当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　16,200千円

（注）１.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２.取締役が決定した会計監査人の報酬等の額について、監査役会が同意した理由は、会計監査人との監査契約の内容に照らして、監査計画の適切性、報酬単価の妥当性及び報酬見積りの算出根拠等を総合的に検討した結果、当該報酬等の額は相当であると判断したためであります。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、会計監査人の会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では会計監査人との間で責任限定契約を締結しておりません。

6　業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は取締役会において上記の体制について、次のとおり決議いたしました。

① 当社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役および使用人が、すべての法律、行動規範および当社定款を遵守し、高い倫理観をもって行動するために、わかもと製薬行動憲章を制定し、実践指針としてコンプライアンス・プログラム規程を定めて、全社的なコンプライアンス体制を構築する。

コンプライアンス担当役員を統括責任者とするコンプライアンス委員会を設置し、組織横断的にコンプライアンスの推進、教育研修を行う。また、コンプライアンス委員会に社内通報制度を設け、内部通報体制を整備する。

内部通報制度は、通報した者が通報を理由に不利益な取扱を受けることがないことをその内容に含むものとする。

内部監査部門として、社長直轄の内部監査室を置き、各業務部門における内部統制状況の監査を行う。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報を含む経営情報については、文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、文書資料取扱規程に則り適正な保存および管理を行う。また、情報システムにおける情報管理は情報セキュリティポリシー基本方針に基づいて整備する。

取締役および監査役は、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業を取り巻くリスクに対応するため、リスク管理基本規程を定め、社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスクの監視及び軽減を行う。

各部門においては、業務執行上想定されるリスクについて、それぞれ社内規程・対応マニュアル等に基づきリスク対応の体制を整備する。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会および経営会議を定期的に開催し、経営の執行方針、経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。

取締役会規程、職務権限規程、業務分掌規程等の社内規程を整備し、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築する。また、電子決済システムの導入等により意思決定の迅速化を行う。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社においては、子会社が存在しないため該当事項はありません。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置する。

当該使用人を配置した場合には、取締役からの独立性を確保した体制とする。

当該使用人は当社の就業規則に従うが、当該使用人の指揮命令権は各監査役に属するものとし、異動・処遇（人事評価を含む）・懲戒等の人事事項については監査役と事前協議のうえ実施するものとする。

⑦ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

取締役および使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見した時はその事実を報告する。

取締役は、監査役に対して内部通報体制における通報状況および内容を速やかに報告する。

監査役は職務遂行上必要と判断した事項に関し、取締役および使用人に対して、報告および資料の提出を求めることができる。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長および取締役と定期的に会合を持ち、経営方針の確認や監査上の重要事項について意見交換を行う。

監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、会計監査が実効的に行われているか意見交換を行う。

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議された「内部統制システムの基本方針」に基づき、当社の内部統制システムを整備運用しております。

また、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を開催し、取締役会に報告を行っております。

内部監査につきましては、内部監査基本計画に基づいて実施しております。

7　会社の支配に関する基本方針

現時点では定めておりません。

貸借対照表（平成29年３月31日）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**9,789,330**	**流動負債**	**2,467,312**
現金及び預金	3,610,715	支払手形	279,589
売掛金	3,302,539	買掛金	863,912
商品	160,169	短期借入金	260,000
製品	1,369,762	未払金	130,224
原材料	585,386	未払費用	530,180
仕掛品	346,931	未払消費税等	39,762
前払費用	109,510	未払法人税等	42,061
未収入金	30,998	預り金	15,807
未収還付法人税等	7,097	前受金	273
繰延税金資産	243,515	賞与引当金	296,300
その他	24,670	返品調整引当金	6,000
貸倒引当金	△1,966	短期リース債務	3,201
固定資産	**8,099,165**	**固定負債**	**1,524,534**
有形固定資産	4,224,221	長期借入金	200,000
建物	3,235,312	退職給付引当金	1,148,318
構築物	51,151	長期リース債務	8,536
機械装置	559,770	長期預り金	167,680
車両運搬具	14,835	**負債合計**	**3,991,847**
工具器具備品	132,055	**純資産の部**	
土地	147,787	**株主資本**	**12,899,024**
建設仮勘定	83,307	**資本金**	**3,395,887**
無形固定資産	414,837	**資本剰余金**	**2,675,826**
特許実施権	300,000	資本準備金	2,675,826
特許権	466	**利益剰余金**	**6,859,721**
ソフトウェア	110,582	利益準備金	476,536
商標権	108	その他利益剰余金	6,383,185
その他	3,680	別途積立金	3,953,000
投資その他の資産	3,460,107	繰越利益剰余金	2,430,185
投資有価証券	2,595,398	**自己株式**	**△32,410**
保険積立金	540,554	**評価・換算差額等**	**997,624**
長期前払費用	66,184	その他有価証券評価差額金	997,624
繰延税金資産	50,055	**純資産合計**	**13,896,649**
その他	207,914		
資産合計	**17,888,496**	**負債及び純資産合計**	**17,888,496**

損益計算書（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**10,830,026**
売上原価	**4,971,168**
売上原価	4,974,168
返品調整引当金戻入額	3,000
売上総利益	**5,858,857**
販売費及び一般管理費	**5,771,517**
営業利益	**87,339**
営業外収益	**81,073**
受取利息・配当金	45,540
雑収益	35,532
営業外費用	**65,482**
支払利息	5,616
雑損失	59,865
経常利益	**102,931**
特別利益	**103,981**
固定資産売却益	45,902
投資有価証券売却益	58,078
特別損失	**36,924**
固定資産売却損	24,428
事務所移転費用	12,495
税引前当期純利益	**169,988**
法人税・住民税及び事業税	20,148
法人税等調整額	55,094
当期純利益	**94,745**

株主資本等変動計算書

（平成28年４月１日から
平成29年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						別途積立金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	3,395,887	2,675,826	2	2,675,828	476,536	3,953,000	19,518	2,420,237	6,869,293
当期変動額									
剰余金の配当								△104,192	△104,192
当期純利益								94,745	94,745
自己株式の取得									
自己株式の処分			△127	△127					
自己株式処分差損の振替			124	124				△124	△124
固定資産圧縮積立金の取崩							△19,518	19,518	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	△2	△2	—	—	△19,518	9,947	△9,571
当期末残高	3,395,887	2,675,826	—	2,675,826	476,536	3,953,000	—	2,430,185	6,859,721

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△30,128	12,910,879	1,043,942	1,043,942	13,954,822
当期変動額					
剰余金の配当		△104,192			△104,192
当期純利益		94,745			94,745
自己株式の取得	△3,050	△3,050			△3,050
自己株式の処分	768	641			641
自己株式処分差損の振替		—			—
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△46,317	△46,317	△46,317
当期変動額合計	△2,281	△11,855	△46,317	△46,317	△58,172
当期末残高	△32,410	12,899,024	997,624	997,624	13,896,649

個別注記表

(1) 重要な会計方針に係る事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

その他有価証券

時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

ロ．たな卸資産

製品、商品	総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
仕掛品、原材料、貯蔵品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 固定資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産 （リース資産を除く）	定率法 ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
ロ．無形固定資産 （リース資産を除く）	定額法 ただし、自社利用のソフトウェアについては、見込利用期間（５年）によっております。
ハ．リース資産	定額法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 引当金の計上基準

イ．貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
ロ．賞与引当金	従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づく当期負担額を計上しております。
ハ．返品調整引当金	返品による損失に備えるため、当事業年度末の売上債権額に対し直近２事業年度における返品率及び売買利益率を乗じた金額を計上しております。

ニ．退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

④　その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
（消費税等の会計処理）　　税抜方式によっております。

⑤　会計方針の変更に関する注記
（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）
法人税法の改正にともない、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年６月17日）を当事業年度より適用し、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。
これによる損益に与える影響は軽微であります。

(2) 貸借対照表に関する注記
①　担保に供している資産　　該当事項はありません。
②　有形固定資産の減価償却累計額　　12,732,244千円
③　偶発債務　　該当事項はありません。
④　取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権の総額
該当事項はありません。
⑤　取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務の総額
該当事項はありません。
⑥　親会社株式の各表示区分別の金額　　該当事項はありません。

(3) 株主資本等変動計算書に関する注記
①　発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数（千株）	当事業年度増加株式数（千株）	当事業年度減少株式数（千株）	当事業年度末の株式数（千株）
普通株式	34,838	－	－	34,838

② 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数（千株）	当事業年度増加株式数（千株）	当事業年度減少株式数（千株）	当事業年度末の株式数（千株）
普通株式	107	12	2	117

（注）増加及び減少数の内訳は次のとおりであります。
単元未満株式の買取りによる増加 12千株
単元未満株式の買増しによる減少 2千株

③ 剰余金の配当に関する事項
イ．配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月22日定時株主総会	普通株式	104,192	3.0円	平成28年3月31日	平成28年6月23日

ロ．基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月23日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	104,163	3.0円	平成29年3月31日	平成29年6月26日

(4) 税効果会計に関する注記
① 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳
イ．繰延税金資産

賞与引当金	91,438千円
未払事業税	6,965千円
退職給付引当金	351,834千円
その他	254,481千円
小計	704,719千円
評価性引当額	△67,391千円
繰延税金資産合計	637,328千円

ロ．繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△343,756千円
繰延税金負債合計	△343,756千円
繰延税金資産の純額	293,571千円

② 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な項目の内訳

法定実効税率	30.9%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.6
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.7
住民税均等割額	10.3
税効果会計適用税率との差異	0.2
その他	1.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.3

(5) 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理に係る規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。借入金の使途は運転資金（短期）及び設備投資資金等（長期）であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年３月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
①現金及び預金	3,610,715	3,610,715	－
②売掛金	3,302,539	3,302,539	－
③未収入金	30,998	30,998	－
④未収還付法人税等	7,097	7,097	－
⑤投資有価証券	2,474,258	2,474,258	－
⑥支払手形	(279,589)	(279,589)	－
⑦買掛金	(863,912)	(863,912)	－
⑧未払金	(130,224)	(130,224)	－
⑨未払費用	(530,180)	(530,180)	－
⑩未払法人税等	(42,061)	(42,061)	－
⑪短期借入金	(260,000)	(260,000)	－
⑫長期借入金	(200,000)	(200,000)	－
⑬デリバティブ取引	－	－	－

(*)負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

①現金及び預金、並びに②売掛金③未収入金④未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤投資有価証券

全て株式で時価は取引所の価格によっております。

⑥支払手形⑦買掛金、並びに⑧未払金⑨未払費用⑩未払法人税等⑪短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑫長期借入金

当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

⑬デリバティブ取引

為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金の時価に含めて記載しております。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式（貸借対照表計上額121,139千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、⑤投資有価証券には含めておりません。

(6) 賃貸等不動産に関する注記

① 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸オフィスビル、賃貸商業施設及び賃貸住宅（土地を含む）を有しております。

② 賃貸等不動産の時価等に関する事項

（単位：千円）

貸借対照表計上額	時価
884,157	2,631,300

(7) 関連当事者との取引に関する注記

重要性がある取引はないので省略しております。

(8) １株当たり情報に関する注記

① １株当たり純資産額　400円24銭

② １株当たり当期純利益　2円73銭

(9) その他の注記

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年３月28日）を当事業年度より適用しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

わかもと製薬株式会社
取締役会　御中

京橋監査法人

代表社員 業務執行社員　公認会計士　小宮山　　司　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　荒　木　勝　己　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、わかもと製薬株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第122期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及び附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じて適切な監査手続を立案するために、計算書類及び附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価を含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第122期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び京橋監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人京橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月9日

わかもと製薬株式会社　監査役会

常勤監査役　濱　本　　徹　㊞

監　査　役　風　間　　洋　㊞

社外監査役　山　本　　章　㊞

社外監査役　惠　島　克　芳　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

第122期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

①　配当財産の種類

金銭といたします。

②　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金3円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は104,163,087円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年６月26日といたしたいと存じます。

２．その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はございません。

第２号議案　定款一部変更の件

(1) 提案の理由

① 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

② 電子公告制度の採用による公告機能および利便性の向上、ならびに公告掲載のための費用の削減を勘案し、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるものです。（変更案第５条）

③ インターネットの普及を考慮して、法務省令の規定に基づき、株主総会参考書類等をインターネットにより開示することを可能とするための規定を新設するものであります。（変更案第16条）

④ 取締役の解任決議の決議要件を会社法の規定に合わせるため、現行定款第20条（解任方法）を削除するものであります。

⑤ 会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第24条第2項（取締役の責任免除）を変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

⑥ 取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第25条（取締役会の招集権者および議長）に定める取締役会の招集権者および議長を取締役社長からあらかじめ取締役会において定めた取締役に変更するものであります。

⑦ 監査等委員会設置会社への移行に伴い取締役会の決議により、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができるようにする規定を新設するものであります。（変更案第27条）

⑧ その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第１章　総　　則	第１章　総　　則
第１条～第３条（条文省略）	第１条～第３条（現行どおり）
（機　関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	（機　関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 （削除） (3) 会計監査人
（公告方法） 第５条　当会社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。	（公告方法） 第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
第６条～第15条（条文省略）	第６条～第15条（現行どおり）
（新設）	（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第16条～第17条（条文省略）	第17条～第18条（現行どおり）
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（員　数） 第18条　当会社の取締役は、10名以内とする。 （新設）	（員　数） 第19条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、８名以内とする。 ２．当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。
（選任方法） 第19条　取締役は、株主総会において選任する。 ２．（条文省略） ３．（条文省略）	（選任方法） 第20条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。 ２．（現行どおり） ３．（現行どおり）

現行定款	変更案
（解任方法） 第20条　取締役は、株主総会の決議により解任することができる。 ２．取締役を解任する場合におけるその決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。	（削除）
（任　期） 第21条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任　期） 第21条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２．補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	（削除）
（新設）	３．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（新設）	４．会社法第329条第３項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（代表取締役および役付取締役） 第22条（条文省略）	（代表取締役および役付取締役） 第22条（現行どおり）
（報酬等） 第23条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第23条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（取締役の責任免除） 第24条（条文省略） ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	（取締役の責任免除） 第24条（現行どおり） ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

現行定款	変更案
（取締役会の招集権者および議長） 第25条　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ２．取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	（取締役会の招集権者および議長） 第25条　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、あらかじめ取締役会が定める取締役がこれを招集し、議長となる。 ２．当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
（取締役会の招集通知） 第26条　取締役会の招集通知は、会日の２日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第26条　取締役会の招集通知は、会日の２日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（新設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第27条　取締役会は、会社法第399条の13第６項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第27条～第28条　（条文省略）	第28条～第29条（現行どおり）
第５章　監査役および監査役会	（削除）
（員　数） 第29条　当会社の監査役は、５名以内とする。	（削除）
（選任方法） 第30条　監査役は、株主総会において選任する。 ２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）
（任　期） 第31条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
（常勤の監査役） 第32条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削除）
（報酬等） 第33条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）

現行定款	変更案
（監査役の責任免除） 第34条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。 ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	（削除）
（監査役会の招集通知） 第35条　監査役会の招集通知は、会日の２日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	（削除）
（監査役会規程） 第36条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削除）
（新設）	第５章　監査等委員会
（新設）	（監査等委員会の招集通知） 第30条　監査等委員会の招集通知は、会日の２日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新設）	（監査等委員会規程） 第31条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第37条～第43条（条文省略）	第32条～第38条（現行どおり）
（新設）	附　則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 第1条　当会社は、第122回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（９名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	神谷　信行（かみや　のぶゆき） （昭和20年８月25日生）	昭和43年４月　興和新薬株式会社入社 平成16年６月　興和株式会社　医薬事業部取締役　医薬営業本部長 平成18年４月　興和新薬株式会社　取締役薬粧事業部長 平成18年４月　興和株式会社　医薬事業部取締役　経営企画室長 平成19年７月　同社　常務取締役 平成19年７月　同社　医薬事業部　経営企画室長兼薬粧・ヘルスケア開発本部長 平成21年６月　同社　医薬事業部宣伝・マーケティング本部長 平成22年１月　当社に入社（理事） 平成22年６月　代表取締役副会長 平成22年６月　営業本部長 平成23年４月　代表取締役社長 平成28年６月　代表取締役会長兼社長 平成29年４月　代表取締役会長（現在）	184,000株
	【選任理由】 平成22年に当社代表取締役副会長に就任後、代表取締役社長、代表取締役会長を務めており、経営者としての豊富な見識・経験・実績に基づく強いリーダーシップを発揮しております。今後も当社の持続的成長を推進する適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	堀尾　良宏（ほりお　よしひろ） （昭和26年11月27日生）	昭和49年４月　当社に入社 平成10年６月　相模大井工場　技術部長 平成12年８月　相模大井工場　製造部長 平成14年６月　購買部長 平成23年10月　相模大井工場長 平成23年11月　同（理事） 平成24年６月　取締役 平成27年６月　常務取締役 平成28年６月　代表取締役専務 平成29年４月　代表取締役社長（現在）	7,000株
	【選任理由】 長年にわたり研究開発、製造部門の業務に携わり、平成24年に取締役、平成27年に常務取締役、平成28年から代表取締役専務を経て現在、代表取締役社長を務めております。幅広い業務経験と経営者としての豊富な実績から当社の持続的成長を推進する適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。		
3	五十嵐　新（いがらし　あらた） （昭和33年11月19日生）	昭和56年４月　株式会社日本興業銀行（現　株式会社みずほフィナンシャルグループ）に入行 平成17年４月　みずほコーポレート銀行ｸﾚｼﾞｯﾄｴﾝｼﾞﾆｱﾘﾝｸﾞ部長 平成20年４月　同行　営業第14部長 平成22年５月　当社に入社（理事） 平成22年７月　総務・広報部長 平成23年４月　経営企画室長兼総務部長 平成23年６月　取締役 平成24年６月　常務取締役（現在） 平成26年４月　経営企画室長（現在）	26,000株
	【選任理由】 金融機関において財務・経理部門における豊富な経験を有しており、また平成23年に当社取締役に就任後、平成24年から常務取締役を務めており、取締役として経営計画の立案等重要事項の意思決定の役割を果たしてまいりましたことから、今後も取締役としての職務を適切に遂行できる人材と判断し、取締役候補者といたしました。		
4	谷垣　全彦（たにがき　あきひこ） （昭和35年７月１日生）	昭和58年４月　当社に入社 平成15年４月　国際部　課長 平成16年４月　貿易課長 平成23年４月　特約部長 平成25年４月　特販事業部長（理事） 平成26年６月　取締役（現在） 平成27年４月　特販事業部長兼海外事業戦略部長（現在）	5,000株
	【選任理由】 主に特販部門を経て、平成26年から取締役を務めており、取締役として事業多角化の推進等に重要な役割を果たしてまいりましたことから、今後も取締役としての職務を適切に遂行できる人材と判断し、取締役候補者といたしました。		

（注）各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	平田（ひらた）　晴久（はるひさ） （昭和31年10月20日生）	昭和54年４月　当社に入社 平成８年４月　醗酵研究室長 平成13年６月　醗酵研究室長兼ヘルスケア研究室長 平成15年４月　相模研究所　副所長 平成19年６月　相模研究所長 平成21年６月　取締役（現在） 平成25年４月　医薬開発部門担当 平成26年１月　薬事・信頼性保証部長（現在）	43,000株
	【選任理由】 長年にわたり研究部門の業務に携わり、平成21年から取締役を務めております。その後薬事・信頼性保証部長も務めており、当社の事業内容について深く精通しております。その豊富な経験や実績から、当社業務執行状況の監督等に適任と判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。		
2	渡邊（わたなべ）　俊夫（としお） （昭和19年３月24日生）	昭和43年４月　今西、大橋両会計事務所 昭和56年２月　税理士登録 渡邊会計事務所開設（現在） 平成25年２月　同事務所　経営革新等支援機関認定（現在） 平成27年６月　当社社外取締役（現在） 平成27年12月　株式会社ティーブイエスネクスト社外取締役（現在）	－株
	【選任理由】 平成27年より社外取締役を務め、長年にわたる税理士としての経験を活かし、取締役会においても大所高所より意見を頂いております。また、人格、見識に優れ、当社のコーポレートガバナンスの向上に適任であると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	惠島（えじま） 克芳（かつよし） （昭和28年12月29日生）	昭和52年４月　株式会社第一勧業銀行入行 平成14年４月　株式会社みずほ銀行　人事部副部長 平成16年４月　株式会社みずほフィナンシャルグループ　執行役員与信企画部長 平成18年３月　株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員コンプライアンス統括グループ統括役員兼審査グループ統括役員 平成20年４月　株式会社みずほ銀行　常務執行役員審査部門担当 平成21年６月　みずほインベスターズ証券株式会社　取締役社長 平成25年１月　みずほ証券株式会社　取締役副社長兼副社長執行役員 平成26年４月　同社　常任顧問（現在） 平成28年１月　株式会社日本ハウスホールディングス　社外取締役（現在） 平成28年６月　当社社外監査役（現在）	－株
	【選任理由】 長年にわたり金融機関において、コンプライアンス、審査及び営業の要職を歴任し、その豊富な経験に基づく見識を有していること、更には会社経営の経験を有していることから、当社の監督機能のさらなる強化に適任と判断したため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

（注）
1. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 渡邊俊夫氏及び惠島克芳氏は、社外取締役候補者であります。
3. 渡邊俊夫氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
4. 平田晴久氏、渡邊俊夫氏及び惠島克芳氏が選任された場合、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、100万円または法令が定める額のいずれか高い額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は渡邊俊夫氏及び惠島克芳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
山本（やまもと）　章（あきら） （昭和20年4月23日生）	昭和45年４月　厚生省入省 平成９年７月　厚生省医薬安全局麻薬課長 平成14年８月　興和株式会社入社 平成15年６月　同社　取締役 監査・保証本部長 平成17年４月　学校法人星薬科大学評議員 平成17年６月　興和株式会社　常務取締役 平成18年４月　財団法人食品薬品安全センター評議員 平成24年７月　興和株式会社退社 平成27年６月　当社社外監査役（現在）	－株
【選任理由】 厚生労働行政並びに企業経営に精通されており、また人格、見識ともに高いことから、監査等委員としての職責を果たしていただけると判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。		

（注）　1. 山本 章氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

2. 山本 章氏とは、過去１年間において当社とアドバイザリー契約を締結しておりましたが、平成27年5月31日をもって解消されております。

3. 山本 章氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、100万円または法令が定める額のいずれか高い額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成17年６月29日開催の第110回定時株主総会において、月額15,000千円以内と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員以外の取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額１８０百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、監査等委員以外の取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は９名（うち社外取締役１名）であり、本議案に係る監査等委員以外の取締役の員数は、第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、４名となります。

なお、本議案は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額３６百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第２号議案及び第４号議案が原案どおり承認可決されますと３名となります。

なお、本議案は、第２号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

以　上

株主総会会場ご案内略図

会場　東京都千代田区大手町二丁目６番１号
朝日生命大手町ビル24階　大手町サンスカイルーム

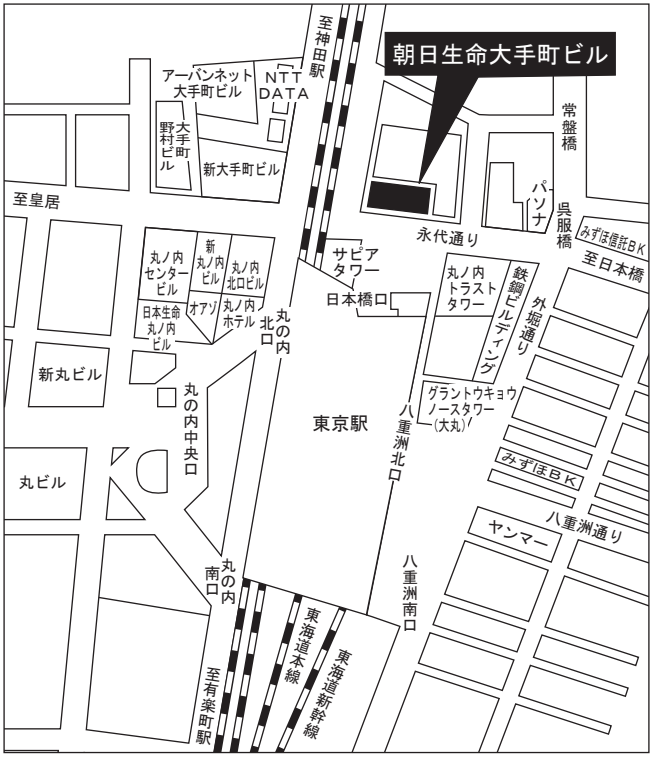

交通機関

Ｊ　Ｒ　東京駅
地下鉄　東西線　　大手町駅
〃　　千代田線　大手町駅
〃　　半蔵門線　大手町駅
〃　　三田線　　大手町駅
〃　　丸ノ内線　東京駅

地下連絡通路をご利用の場合はＢ－６出入口が便利です。